

令和元年度 事務事業総点検シート(1)
[平成30年度事務事業]

一般会計		事務事業分類			詳細点検
事務事業名	まち美化推進事業	シート番号			A 一般事務事業
担当部署名	環境 局	環境事業 部	環境業務 課	評価責任者(課長名)	緒方

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	5	持続可能な環境共生都市を実現します	後期実施計画の位置付け
			施策	2	循環型社会推進と自然環境の保全・再生	無
	2	事業開始年度	平成 13 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例、堺市まちの美化を推進する条例			
	4	関連計画	堺市一般廃棄物処理実施計画			
5	事業実施の経緯	<p>道路や公園等の不法投棄やポイ捨ては、まちの美観を損ね、生活環境を悪化させることから、即時撤去に努めてきたが、それだけでは改善されない状況が続いたため、不法投棄等の未然防止と地域環境美化に対する市民意識の高揚を図る方針へ転換し、各区をはじめ、関係機関等と連携した取組みを進めている。</p> <p>また、路上喫煙やポイ捨て対策をさらに推進するため、平成21年に「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」を施行し、翌年に路上喫煙等禁止区域を指定した。平成23年4月からは、違反者に対して1,000円の過料徴収を開始し、さらに市域全体の路上喫煙、ポイ捨て等の防止を推進するため、平成26年12月から、マナー向上サポーター制度やマナー向上重点啓発区域を設け、現在は堺東駅西側周辺、中百舌鳥駅周辺、三国ヶ丘駅周辺、堺市駅周辺及び堺市駅前商店街周辺を重点啓発区域に指定している。</p>				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 各区 <input checked="" type="checkbox"/> 出先機関(土木部、公園部等) <input checked="" type="checkbox"/> 市外郭団体 <input checked="" type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input checked="" type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか)	市民、事業者、通勤・通学者、来訪者等			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか)	市民・事業者・行政によって、地域美化活動や不法投棄の未然防止活動が協働して行われ、路上喫煙やポイ捨てのない、市民や来訪者が「住み続けたい」、「また訪れたい」、「世界文化遺産のまちにふさわしい」と思える、清潔でマナーの良い安全・安心で快適なまちの実現			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ポリシーなど)	<p>◆不法投棄防止対策 不法投棄多発地点の巡回監視や監視カメラの設置などにより未然防止及び実行犯への厳正な対応を行う。</p> <p>◆路上喫煙等対策 ・市民・事業者・来訪者等の喫煙マナー向上と意識の高揚を図るため、広報媒体等を活用した広報・啓発活動の継続的な実施。禁止区域における巡回員による指導・啓発及び過料徴収並びに重点啓発区域における啓発を行う。 ・区民まつりや主要駅前での啓発活動、マナー向上重点啓発区域の指定拡大、サポーターの拡充等効果的な取組みを推進する。</p> <p>◆市民や事業者等の自主的な地域美化活動の支援 ①アドプト制度 自治会等の地域住民団体、企業などの自主的な地域美化活動(主として道路清掃)を目的として登録した団体に対する清掃用具の貸し出し、傷害保険への加入、活動により排出するごみや泥などの収集等の支援を行い、市民協働によるまちの美化を図る。また、協働できる市民・事業者・団体をさらに拡大していくためには制度を広く認知してもらう必要があるため、HPや広報等により活動内容を広く周知していく。</p> <p>②町会清掃 町会やその他ボランティア団体の自主的な地域環境美化活動に対して、ごみの収集等の支援を行う。</p>			
10	直接実施以外の主な支出先	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input checked="" type="checkbox"/> 負担金 <input checked="" type="checkbox"/> その他(ボランティア)				
		ごみ収集運搬業者、広告等委託業者、保険会社				

Ⅲ. 投入量

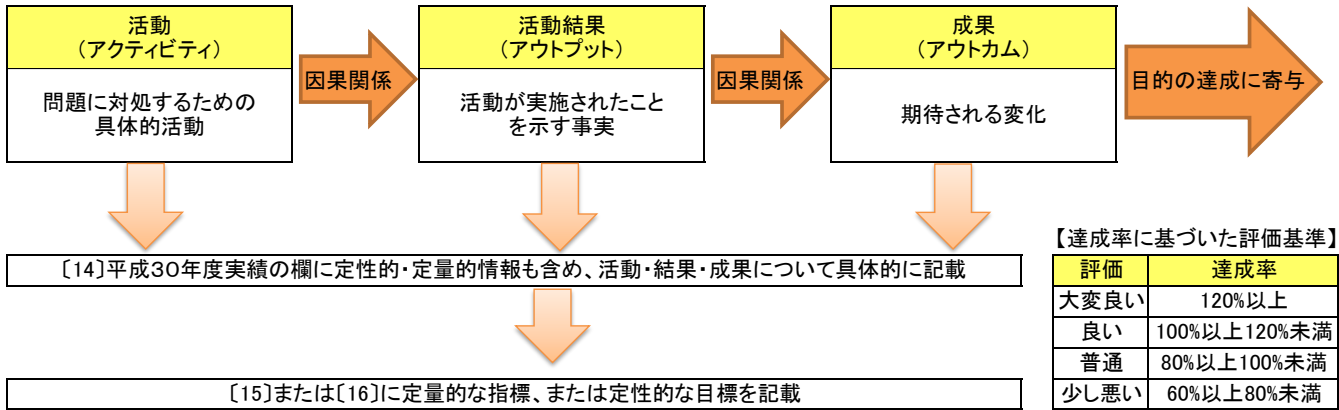
項目	単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
11 事業費 (a)	千円	29,260	29,894	31,510	29,161	
主な事業費内訳	不法投棄監視関連経費	千円	5,677	4,779	4,629	4,708
	美化推進協議会負担金	千円	1,690	1,690	1,366	1,427
	区役所美化担当分	千円	701	546	433	535
	路上喫煙等防止関連経費(巡回員報酬、広告、消耗品)	千円	14,773	14,990	15,394	13,623
	国・府支出金	千円				
財源内訳	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
	市債	千円				
	その他(環境都市推進基金繰入金)	千円	28,552			
一般財源	千円	708	29,894	31,510	29,161	
12 人件費 (b)	千円	66,300	72,800	62,600	68,200	
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	95,560	102,694	94,110	97,361	

令和元年度 事務事業総点検シート(2)

事務事業名	まち美化推進事業	シート番号	10-31
-------	----------	-------	-------

Ⅳ. 評価(測定・分析)

ロジックモデルの考え方



【達成率に基づいた評価基準】

評価	達成率
大変良い	120%以上
良い	100%以上120%未満
普通	80%以上100%未満
少し悪い	60%以上80%未満
悪い	60%未満

事業の活動内容や成果

平成30年度実績							
活動実績と成果	<p>14</p> <p>○路上喫煙対策においては、巡視員による禁止区域内における巡視出動回数及び禁止区域外における啓発活動(駅前キャンペーン、区民まつり等)出動回数が、巡視員1名の病欠により、通常2班体制を1班体制でおこなっていた期間があったため、昨年度に比べ減少している。路上喫煙禁止区域における路上喫煙率では、昨年度に比べわずかに増加している。平成30年度3月より新たに堺市駅周辺及び堺市駅前商店街周辺を路上喫煙等マナー向上重点啓発区域に指定し、巡回指導や路上喫煙等防止キャンペーンなどの啓発活動を重点的に実施しており、今後、市民や来訪者の一層のマナー向上が期待できる。</p> <p>○不法投棄対策においては、委託業者による夜間の巡回業務を実施し、また自治会等からの要望により土木部と連携し監視カメラの設置をおこなった。その結果、昨年度に比べ不法投棄収集の減少件数はほぼ横ばいとなっているものの、平成24年度当時の不法投棄件数と比べると1000件以上も減少しており、不法投棄の未然防止につながった。</p> <p>○アドプト制度においては平成29年度3月にアンケート調査を実施し、平成30年度に調査内容をまとめた。調査内容により即時対応できるものにおいては対応し、希望する団体にはホームページへ活動状況を掲載する等ニーズに応えることで、既存アドプト団体の活動のモチベーションをあげ、活性化を図った。またホームページや広報へアドプト制度の内容を掲載することで、新規団体が5団体増加した。その結果アドプト団体による清掃のごみの回収件数が、平成30年度には751件(前年度比72件・10%)に増加し、まちの美化につながった。</p>						
	15	不法投棄収集の減少件数 (平成24年度の実績件数を基準)	件	平成28年度 目標値 1,157 実績値 1,163 達成率 101% 評価 良い	平成29年度 1,163 1,179 101% 良い	平成30年度 1,179 1,059 90% 普通	令和元年度 1,059
	算出方法・設定根拠など		最終目標は削減であるが、継続的な取り組みが必要であるため、平成24年度の実績件数(3,527件)を基準とした減少件数を指標として設定した。				
	16	アドプト制度登録団体 (実績は、制度発足時からのトータル団体数)	団体	平成28年度 目標値 288 実績値 291 達成率 101% 評価 良い	平成29年度 295 299 101% 良い	平成30年度 306 304 99% 普通	令和元年度 309
	算出方法・設定根拠など		市民の自主的な地域美化を推進することから団体数は基本前年度の新規団体程度の数量をめざす。				

業績の分析

17	<p>目標を達成できた、または達成できなかった要因についての分析 (その他、関連情報に基づいた分析)</p> <p>巡視活動やその他啓発活動、不法投棄対策、支援活動を地道に継続してきたことに加え、各区役所や土木部との連携強化や「捨てられたものを収集する」美化から「捨てられないよう未然に防止する」美化への取り組みの転換が功を奏してきたものと考えられる。</p>
----	--

【分析のチェックポイント】

- 事業の達成度はどうでしたか。
- 5W2Hを踏まえて、実施過程に問題はありませんでしたか。
- 資源投入は適切でしたか。
- 事前想定できない外的要因の影響はありませんでしたか。
- 事業の有効性は高いですか。低いですか。